「こども性暴力防止法」が２０２６年12月25日にスタートします。
～教育実習等の実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法の施行により、2026年12 月25 日から、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。教育実習等の実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。教育職員免許状の取得を希望する場合は、以下の内容をご理解いただいた上で、出願をご検討ください。

【事業者に求められる取組】
- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【留意点（全学共通）】
- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。

【留意点（子ども生活学部）】
- 入学時に同意書及び性犯罪前科がない旨の誓約書をご提出いただきます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより、教育職員免許状の取得ができなくなる可能性があります。

【留意点（シティライフ学部）】
- 入学後に実習を行う蓋然性が高くなった段階で同意書及び性犯罪前科がない旨の誓約書をご提出いただくとともに、学校等における実習に参加する前に誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより、教育職員免許状の取得ができなくなる可能性があります。

【参考】
制度の詳細は、こども家庭庁のWebサイトをご覧ください。
「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）
リンク：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

※　この法律において安全確保を図る対象となる「児童等」とは、幼児・小学生・中学生・高校生等を指します。

（問い合わせ先）宇都宮共和大学子ども生活学部　028－649－0511
宇都宮共和大学シティライフ学部　028－650－6611

大学名：	宇都宮共和大学

児童生徒性暴力等の防止等に関する措置の実施計画（令和９年度）
①　教育実習等の事前・事後指導における実施計画 教育実習の事前・事後指導において、児童生徒性暴力等の防止等に関し以下の指導を行う。 ・　法令の趣旨と概要、関連法規の紹介、文部科学省の動画視聴 ・　新聞記事等を活用した具体的な事例の紹介 ・　実習中の具体的禁止行為に関する資料配布と解説 ・　児童生徒への具体の対応方法の解説 ・　実習先が定める遵守事項の確認 ・　実習前の面談や誓約書の提出 ・　実習中に生じた事例のふりかえりや問題点、改善点の共有
②　教職課程の授業における実施計画 授業の中で、コアカリキュラム「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」の（３）教員の職務内容において、同法の趣旨・概要を文部科学省の動画視聴も含め解説を行うとともに、具体の事例紹介やグループワークを実施。
③　教職課程の授業外における実施計画 ・　教職課程オリエンテーションの際に、防止啓発に関するリーフレットを配布する。 ・　学生からの質問や相談に随時対応できるよう、教職課程指導室やキャンパスハラスメント防止啓発委員会と連携を行っている。
④　その他の実施計画（こども性暴力防止法への対応を含む。） ・　学生が実習を履修する前に、特定性犯罪前科がないことについての誓約書や実習先への個人情報提供等に関する同意書の提出を求めている。 ・　大学ホームページのうち教職課程のページへ児童生徒性暴力等の防止等に関する措置やこども性暴力防止法に関する大学の取組について掲載している。
⑤　実施体制 教育課程運営委員会、および実習実施委員会が主となり、教学会議や学生委員会、キャンパスハラスメント防止啓発委員会と連携し実施している。